

## 受益者負担について

■方針：「令和8年度より、休日の活動は地域で行い、地域での活動は、原則、**受益者**（=参加者）**負担**で行います。」  
 負担内容 … 地域クラブへの参加に係る**費用の負担**と、活動場所への**送迎の負担**

### （1）費用負担

地域クラブ参加に係る経費：会費 2,000 円/月、スポーツ安全保険 800 円/年（その他活動費）… 参考資料

### ■スポーツ活動（えちぜんスポーツクラブ）に係る費用負担

基本的な徴収金額 (月会費と保険料)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1カ月あたりの活動回数は4回（週1回）の休日の活動を想定し、1人あたり2,000円/月（500円/回）の会費を設定する。</li> <li>スポーツ安全保険料 800円/年（該当する年の3月31日まで） ↓ ∴目安の金額：2,000円/月×12カ月 + 800円/年 = 24,800円/年・人</li> </ul>																				
集金方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>年4回（3カ月ごと）、徴収の時期を設ける。                     <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">1回目</td> <td style="width: 40%;">4月徴収（4～6月分）</td> <td style="width: 10%;">…</td> <td style="width: 15%;">6,800円</td> <td style="width: 20%;">（3カ月会費+保険料）</td> </tr> <tr> <td>2回目</td> <td>7月徴収（7～9月分）</td> <td>…</td> <td>6,000円</td> <td>（3カ月会費）</td> </tr> <tr> <td>3回目</td> <td>10月徴収（10～12月分）</td> <td>…</td> <td>6,000円</td> <td>（3カ月会費）</td> </tr> <tr> <td>4回目</td> <td>1月徴収（1～3月分）</td> <td>…</td> <td>6,000円</td> <td>（3カ月会費）</td> </tr> </table> </li> <li>指定日に事務局が活動場所に出向き、現金にて集金する。</li> <li>指定日の集金が出来ない場合、えちぜんスポーツクラブ事務所に持参してもらう。</li> <li>途中入会、途中脱退する場合は、別途対応。</li> </ul>	1回目	4月徴収（4～6月分）	…	6,800円	（3カ月会費+保険料）	2回目	7月徴収（7～9月分）	…	6,000円	（3カ月会費）	3回目	10月徴収（10～12月分）	…	6,000円	（3カ月会費）	4回目	1月徴収（1～3月分）	…	6,000円	（3カ月会費）
1回目	4月徴収（4～6月分）	…	6,800円	（3カ月会費+保険料）																	
2回目	7月徴収（7～9月分）	…	6,000円	（3カ月会費）																	
3回目	10月徴収（10～12月分）	…	6,000円	（3カ月会費）																	
4回目	1月徴収（1～3月分）	…	6,000円	（3カ月会費）																	
月会費に係る 例外的な対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>状況①②の場合、月会費が変動することも有り得る。                     <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">状況①</td> <td style="width: 85%;">活動回数が月4回を上回った場合（大型連休中など）</td> </tr> <tr> <td>対応</td> <td>回数に準じ、500円/回を加算する。</td> </tr> <tr> <td>状況②</td> <td>活動回数が月4回を下回った場合（年末年始、地域クラブの状況など）</td> </tr> <tr> <td>対応</td> <td>回数に準じ、500円/回を減算する。</td> </tr> </table> <p style="color: red;">※クラブの実施回数が基準であり、生徒の出欠回数で計算するものでは無い。</p> <li>金額変動（加算と減算）を3カ月ごとに精査し、次回集金時に精算差額を徴収。</li> <li>最終的な余剰（減算）分は、返金対応とする。</li> </li></ul>	状況①	活動回数が月4回を上回った場合（大型連休中など）	対応	回数に準じ、500円/回を加算する。	状況②	活動回数が月4回を下回った場合（年末年始、地域クラブの状況など）	対応	回数に準じ、500円/回を減算する。												
状況①	活動回数が月4回を上回った場合（大型連休中など）																				
対応	回数に準じ、500円/回を加算する。																				
状況②	活動回数が月4回を下回った場合（年末年始、地域クラブの状況など）																				
対応	回数に準じ、500円/回を減算する。																				

※町内外の他のクラブに参加する場合は、そのクラブの徴収方法、金額に従うこと。

### ■文化芸術活動（吹奏楽の合同部活動）に係る費用負担

合同部活動を行っている間は、現状どおりとする。

今後、地域クラブになれば、スポーツ活動と同等の費用負担とする。

## (2) 送迎負担

- ・令和8年度より、原則、休日のスクールバスは運行しない。
- ・スポーツ活動、文化芸術活動（吹奏楽の合同活動）共に、活動場所までは、各自（自家用車での送迎、自転車、徒歩）で移動する。
- ・大会、コンクール等に学校部活動で出場する場合、現状どおり校外バスを運行する。